

## 仕 様 書

### 1 委託事業名

個人旅行者向け旅行商品販売促進事業

### 2 実施期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

### 3 目的

近年、電子商取引市場における旅行サービス市場が著しい拡大をみせていることや、コロナ禍に伴う、ウェブ販売への転換・店舗統廃合といった旅行会社の構造改革の影響を踏まえ、県内の体験素材においても、個人旅行者目線での素材の造成・磨き上げや、従来の募集型企画旅行への組込み以外での販売促進の重要性がますます高まっている。「いしかわ旅行商品プロモーション会議」等を通じて発掘・磨き上げてきた県内の体験素材の販売促進を図るため、観光関連事業者向けインターネットを活用した販売促進セミナーの実施や、国内アクティビティ・体験予約サイトと連携した県内の体験素材の情報発信強化により、個人旅行者に対する販路を拡大し、更なる誘客拡大につなげる。

### 4 業務の内容

#### (1) 対象エリア

石川県内全域

#### (2) 実施内容

ア 観光関連事業者に対するセミナーの開催、アクティビティ・体験予約サイト登録作業フォロー

観光関連事業者向けに、今ある体験素材を個人旅行者目線で売れる商品への磨き上げや、インターネットにおける販売ノウハウなどのレクチャーを専門家等を招へいして実施するセミナーを開催する。セミナーを通じて受託者の運営するアクティビティ・体験予約サイト（※以下「予約サイト」とする）への登録作業に進む観光関連事業者に対してフォローを実施する。

セミナーの概要

(ア) 開催時期：令和3年11月～12月

(イ) 回数：2回

(ウ) 所要時間：半日程度／回

(エ) 対象者数：30名程度／回

(オ) 会場の確保、講師の選定・連絡調整、参加者募集・参集、資料作成・印刷等、セミナーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

(カ) 全体管理及び実施記録（議事録、写真画像含む。）の作成を行うこと。

(キ) 留意事項

- ・講師については、個人旅行者向けの観光コンテンツを造成し、インターネット等を活用して販売する上で、観光関連事業者が理解し取るべき具体的な対応について、分かりやすく講演・指導できる者とする。なお、(公社)石川県観

光連盟と十分協議を行った上で選定すること。

- ・セミナー参加者に対するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、設問の内容については、(公社)石川県観光連盟と十分協議を行った上で決定すること。
- ・セミナーを通じて予約サイトへの登録作業に進む観光関連事業者に対して、登録作業に関する個別フォローを電話、メールなどにより行うこと。
- ・募集の方法や具体的な日程については、(公社)石川県観光連盟と十分協議を行った上で決定すること。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、オンラインでの開催にも対応すること。
- ・オンライン開催の場合は、開催に必要なウェブシステム等の準備調整を行うこと。
- ・講演の要旨については、録画し、終了後にその内容を観光関連事業者等が閲覧できるようにすること。
- ・その他、担当職員が指示した事項。

#### イ 予約サイト上での県内体験素材の特集ページの製作・掲載

予約サイト掲載プランを、魅力的に訴求する特集ページの製作・掲載を実施すること。

(ア) 掲載期間：令和4年2月～3月

(イ) 掲載数：20～40程度を想定

(ウ) 留意事項

- ・特集ページに掲載するプランの選定、それらの掲載数については、(公社)石川県観光連盟と十分に協議を行った上で決定すること。
- ・特集ページのデザインについては、(公社)石川県観光連盟と十分に協議を行った上で決定すること。
- ・体験素材の販売促進に繋がるページとすること。
- ・魅力的な写真を活用すること(著作権、版權、肖像権に係る承諾を得ているものとする)

#### ウ 予約サイト上での利用者に対する割引クーポンの発行・配布

(ア) 配布期間：令和4年2月～3月

(イ) 割引クーポンの対象プラン：県内の掲載プラン全て

(ウ) 留意事項

- ・割引クーポン原資額については、割引クーポンの対象プラン数や消費傾向等に応じて、提案を行うこととし、(公社)石川県観光連盟と十分に協議の上決定すること。
- ・必要に応じて、割引クーポンの原資額の追加に対応すること。

#### エ 予約サイトを通じて予約を行った利用者に対するアンケートの実施

(ア) 対象期間：令和4年2月～3月

(イ) 留意事項

- ・設問の内容・アンケート実施対象については、(公社)石川県観光連盟と十分協議を行った上で決定すること。
- ・アンケート結果の集計・分析を行い、報告すること。

## 5 実績報告

- (1) 業務完了後、事業実施報告書を作成のうえ(公社)石川県観光連盟に提出すること。
- (2) 特集ページのPV数、割引クーポンの消費数、クーポン利用者の属性情報・割引クーポンを用いて予約されたプラン数・予約者の属性情報等について、自社での集計または予約サイト掲載事業者への聞き取りによって把握し、報告すること。

## 6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている者を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、(公社)石川県観光連盟に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) (公社)石川県観光連盟と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本業務の遂行状況について、(公社)石川県観光連盟から求められた場合は、社会的に相当とみなされる範囲内で、指定された期間内に、指定の方法で報告するものとする。
- (8) 事業の実施においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意すること。一方で新型コロナウイルスの感染状況により事業を中止する事態とならないよう、代替の対応についても十分検討しておくこと。